



長 福 第 805 号

令和4年1月14日

各高齢者福祉施設等管理者 殿

茨城県保健福祉部福祉担当部長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底等について

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、全国的な新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、1月9日から1月31日まで沖縄県外2県に「まん延防止等重点措置」が適用されました。

現在、従来株と比べて感染力の強い「オミクロン株」の市中感染が本県でも確認され、加速度的に感染が拡大している状況にあり、高齢者等福祉施設での感染も多くなってきております。

つきましては、感染リスクを早期に探知するとともに初発患者確認後の初動対応を最大限講ずることにより、感染拡大を抑えることが期待できますことから、下記について、あらためて貴施設従事者等への周知徹底をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の再徹底について

- ワクチンを接種した方も含め、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、こまめな手洗い、手指消毒、体調管理、三密回避、換気といった基本的な感染対策を徹底してください。
- 移動する場合には、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染対策の徹底や、時期の分散、事前・事後のPCR等検査の活用など「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けてください。
なお、まん延防止等重点措置区域をはじめとする感染拡大地域との往来は慎重にご判断してください。
- 外食は、県の認証等を受けたお店をご利用いただき、食事中であっても会話をする際はマスクを着用するとともに、自宅での会食を含め、家族、友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底してください。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診してください。

2 業務継続の点検について

- 施設利用者や従事者が感染する又は濃厚接触者になるなどにより、施設運営への影響が懸念されることから、業務継続計画の再点検をお願いします。

- 県作成の「新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）令和３年５月２５日改正」を踏まえ、「持ち込まない対策」、「拡げない対策」の取組みを徹底してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/documents/manualr30525.pdf>

- 現在、国において濃厚接触者の待機期間短縮について検討されております。その検討結果を踏まえ、適切な施設運営をお願いいたします。

３ その他

- 令和４年１月１４日付事務連絡「感染者が多数発生している地域における福祉施設への検査の実施について（依頼）」のとおり、高齢者施設・障害者施設の入所者・従事者への追加接種について、令和４年２月１０日（木）までの完了に取り組んでいただきますとともに、ワクチンの接種状況について報告いただきますようお願いします（訪問・通所系を除く）。

ワクチンの接種状況は、以下の「いばらき電子申請システム」のURLにより、同ページ記載の留意点をご確認の上、１週間分を毎週月曜日（難しい場合は火曜日まで）に報告してください。

https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25803

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部長寿福祉推進課

介護基盤整備担当課長補佐 進藤

介護保険指導・監査担当課長補佐 大竹

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

（基盤整備）TEL：029-301-3321 FAX：029-301-3348

E-mail: chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

（指導・監査）TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348

E-mail: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp